

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月28日（火）14:16～14:29

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員 会長 玉城 増生
1番 知念 雄二
2番 西江 正
3番 知念正和
5番 知念 順司

7番 大城 貴子
8番 東江 良和
9番 玉城 正芳

欠席委員 6番 大城 進

3. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 現況証明願について
- 第5 議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 大城 篤
主事 崎濱 秀太

令和2年第1回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和2年第1回伊江村農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 委員総数9名中8名が出席しています。

議長 只今、事務局より報告のあったとおり、農業委員総数9名中8名出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布したとおりです。
それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思えます。委員に2番西江委員。3番知念委員を指名致します。
日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局から説明致します。「議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について」。敬称略します。No.1 譲受人●。譲渡人●。経営面積の方が6,793 m²。申請地の方が●。登記地目、畑。現況地目、畑。1,540 m²。目的が所有権移転売買になります。坪単価が3,000円になります。
此方は●になりますが、●して農業従事している。ということで、規模拡大による申請になります。以上です。宜しくお願いします。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩をお願いします。

議長 休憩します。(14:20~14:23)

再開いたします。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

局長 有難うございます。

議長 日程の第4、議案第2号「現況証明について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第2号「現況証明について」。No.1●。申請地が●。3筆とも登記地目が畑で、現況地目は宅地。合計面積が2,420㎡。所有者が●。こちらは●付で県の指令で許可を受けている案件になります。

No.2●。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、宅地。面積275㎡。こちらは●付で●号にて転用許可を受けた案件になります。2件とも地目変更しなかった案件でありまして、地目変更して●にそれぞれ贈与する目的で今回の申請になっています。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

議長 日程の第5、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 はい。議案第3号について説明します。こちら、●さんから依頼がありまして去年、転用に関して●がありましたので、それに伴う県からの依頼であります。事務局で読み上げて、決議に替えたいと思います。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵

